局・区と改革ＰＴの議論資料

局・部名	教育委員会事務局教務部
担当課名	学校保健担当

項目名	【整理番号 400】　学校給食協会交付金
局･区の考え方	〔試案〕 １　見直しの考え方 ・競争性の観点、受益と負担の観点から見直しを行う ２　見直し内容 ・競争性の導入を図り、「委託」に変更 ・市負担の食材配送費については、保護者の負担（学校給食費）とする（受益者負担化）とともに、これにあわせて学校給食費の公金化を行う ３ 実施時期 ・平成２５年度 ４ 留意事項 ・大阪市では、昭和 47 年から市が食材配送費を負担している ・比較４市では、食材配送費は保護者が負担している ・食の安全性の確保に留意する必要がある 〔局・区の考え方〕 ・市学校給食協会交付金は、本市学校給食事業の充実発展とその円滑な運営および給食費の保護者負担の軽減を図るため、昭和 47 年より給食協会に対し交付している。 ・学校給食事業に要する経費の負担については、学校給食法第 11 条に基づき、食材料費である給食費を除き、本市が負担している。食材配送費についても、子育て世代を市民全体で支援する意味から、本市で負担しており、保護者負担軽減の観点から、引き続き必要であると考える。 ・ただし、本市の厳しい財政状況の中、施策・事業の見直しは必要であり、受益者負担として、食材配送費を保護者の負担とするためには、保護者や市民の意見を参考にするとともに、保護者の理解を得る必要がある。 ・学校給食の実施は、学校給食法第 4 条に基づき、学校設置者である本市の任務である。 ・学校教育活動の一環として行われている学校給食の円滑な実施において、学校給食の食材調達は、年間を通じ、安全・安心かつ良質・低廉な食材の計画的安定的な提供が必要であり、極めて公益性が高い事業である。 ・学校給食用食材の共同購入事務は、昭和 41 年の文部省通達により、「原則市町村が直接行うものとするが、市町村学校給食会等の団体がある場合は、十分な指導監督のもとにその活用を図ること」とされ、本市においては、昭和 16 年より活用している。 ・政令指定都市のうち、各学校で食材調達を行っている 5 都市を除き、14 都市において、給食会による調達が行われている。また府下の市町村のうち 37 市においても同様に給食会による食材調達が行われている。 ・学校給食法に基づく、学校給食衛生管理基準により、食材の購入にあたっては、「食品選定のための委員会等の設置」、食品納入業者については、「衛生上信用のおける食品納入業者の選定」「微生物及び理化学検査の結果または生産履歴を提出および検査結果を保管すること」、食品の選定については、「鮮度の

	良い衛生的なものを選定」食品の検収・保管等については、「食品の納入に立会し、毎日点検を行い、記録すること」等とされている。 ・給食協会は、本市に代わり、学校給食衛生管理基準に基づいた、食材の購入、食品納入業者の選定、食品の選定、食品の検収・保管を行っている。 ・現状においても食材の購入にあたっては、給食協会において、納入業者の入札等により調達を行い、既に食材の価格面・品質面で競争性の導入が図られている。また、配送業務についても入札により配送業者を決定しており、競争性の導入が図られている。 ・こうした中で本市の学校給食費については、19 政令指定都市中、下から 4 番目で比較的低い金額となっている。 ・給食協会は、公益事業を主たる目的としている法人であり、公益財団法人として認定を受けており、法人税法上の優遇措置も受けている。公益性を認定され、信頼性のある給食協会を、引き続き活用することが効果的であると考える。 ・給食協会に代えて、民間業者を活用する場合、現在、給食協会が行っている業務について、一部、本市に移管する必要があるとともに、食の安全確保の観点から、民間業者による食品納入業者の選定・食品の選定、食品の検収保管等に対し、本市として行うチェック体制など新たな体制整備と経費負担が必要となる。 ・また、給食費は、現在、私会計として学校が保護者から徴収し、食材購入費として給食協会へ支払をしているが、学校と民間業者との間において食材購入費の支払い業務等を行う場合には、保護者からの給食費納付の遅延・未納にかかる取扱いなどの課題整理と新たな制度設計が必要である。 ・また、学校と協会との協定により、給食費と食材購入費との差額を食材の高騰時などに対応するため、給食協会に価格変動準備金として設置し、給食費の追加徴収など急な保護者の負担が無いように備えている。 ・価格変動準備金に類似した制度を民間業者に設置することは課税等の問題から困難であると考えられ、設置できない場合は、食材の高騰時などにおける食材購入費の増加に伴い、給食費の追加徴収が随時必要となる。 ・したがって、少なくとも現在の私会計のままでは、民間業者の活用は困難である。 ・一方、包括外部監査等において、コンプライアンスの観点からも、給食費の公会計化が求められている。給食費未納対策や給食費余剰金（繰越金）などの課題整理、新たな制度設計、給食費徴収システムの構築には相応の時間を要するため、給食費の公会計化の実施については、平成 26 年度以降と見込まれる。 ・民間業者の活用手法の検討にあたっては、まずは公会計化に向けた課題整理を行う必要がある。
参考データ等	